

令和3年3月八戸市議会定例会

提 出 議 案

### 3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 1 号	令和 3 年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和 3 年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第 3 号	令和 3 年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第 4 号	令和 3 年度八戸市下水道事業会計予算	別冊
議案第 5 号	令和 3 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 3 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 3 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 3 年度八戸市学校給食特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 3 年度八戸市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 3 年度八戸市駐車場特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 3 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 3 年度八戸市霊園特別会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 3 年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 3 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	別冊
議案第 15 号	令和 3 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 16 号	令和 3 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和 3 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 18 号	令和 2 年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第 19 号	令和 2 年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第 20 号	令和 2 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊

議案第21号	令和2年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第22号	令和2年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第23号	令和2年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第24号	令和2年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第25号	令和2年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第26号	令和2年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第27号	令和2年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第28号	令和2年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第29号	令和2年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第30号	令和2年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第31号	令和2年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第32号	令和2年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第33号	令和2年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予 算	別冊
議案第34号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者に つき同意を求めることについて	7
議案第35号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求め ることについて	9
議案第36号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について	15
議案第37号	八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定につい て	17
議案第38号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定 について	21

議案第39号	青森銀行八戸支店店舗解体工事請負の一部変更契約の締結について .....	23
議案第40号	八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負契約の締結について .....	25
議案第41号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて .....	27
	(令和2年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第42号	八戸市辺地総合整備計画を定めることについて .....	29
議案第43号	市道路線の廃止及び認定について .....	31
議案第44号	八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例の制定について .....	57
議案第45号	八戸市美術館条例の制定について .....	59
議案第46号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	67
議案第47号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	69
議案第48号	八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について .....	81
議案第49号	八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	85
議案第50号	八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	89
議案第51号	八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	97
議案第52号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	103
議案第53号	八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	113

議案第54号	八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について .....	123
議案第55号	八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	129
議案第56号	八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	135
議案第57号	八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	139
議案第58号	八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	143
議案第59号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	147
議案第60号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について .....	149
議案第61号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について .....	151
議案第62号	八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	155
議案第63号	八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	169
議案第64号	八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	175
議案第65号	八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	189

議案第66号	八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	197
議案第67号	八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	205
議案第68号	八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	213
議案第69号	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	221
議案第70号	八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について .....	243
議案第71号	八戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について .....	249
議案第72号	八戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について .....	251
議案第73号	八戸市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	253
議案第74号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について .....	255
議案第75号	包括外部監査契約の締結について .....	257

議案第34号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて  
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏名 狹守純子



議案第35号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

3人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 中村光雄  
川畑豊勝  
古里都子









議案第36号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるためのものである。

## 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任について、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる市の職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第37号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備  
をするためのものである。

## 八戸市奨学金条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号アを次のように改める。

- ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは特別支援学校の高等部（同法に規定する特別支援学校の高等部をいう。）（以下これらを「高等学校等」という。）（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校（同法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）若しくは大学（同法に規定する大学をいい、通信による教育を行う大学の学部及び短期大学の学科、大学の専攻科及び別科並びに大学院を除く。以下同じ。）に在学（学校教育を受けるための在学に限る。以下同じ。）する者又はこれらの学校に翌年度から進学（学校教育を受けるための進学に限る。以下同じ。）しようとする者

第4条第1項第5号イ中「専修学校」を「学校教育法に規定する専修学校」に、「同じ」を「「専修学校」という」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項第1号中「及び第3号」を削り、同項第4号中「高等学校」を「高等学校等（専攻科を除く。）」に、「大学（」を「、大学（」に改め、「）に」の次に「翌年度から」を加え、同条第3項第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 学校教育法に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者で、高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）又は高等専門学校に翌年度から進学しようとするもの
- イ 高等学校等に在学する者で、高等学校等の専攻科（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校の第4学年又は大学に翌年度から進学しようとするもの
- ウ 高等専門学校（専攻科を除く。）に在学する者で、高等専門学校の専攻科又は大学に翌年度から進学しようとするもの

第5条第1号中「、次に」を「、それぞれ次に」に改め、同号ア中「高等学校」を「高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）」に改め、同号イ中「第4学年若しくは第5学年」を「の第4学年、第5学年若しくは専攻科」に改め、同条第3号中「、次に」を「、それぞれ次に」に改め、同号イ中「第4学年若しくは第5学年」を「の第4学年、第5学年若しくは専攻科」に改める。

第9条第1号中「休学した」を「休学し、又は退学した」に改める。

第11条第1項中「の1年後」を「から起算して1年を経過した月以後の教育委員会が定め

る時」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、一般奨学金は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたときは、教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。

第12条第1項中「当該奨学金に係る奨学生が第10条に規定する教育委員会が定める要件に該当しないとき又は前条第2項各号のいずれかに該当する」を「第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたとき又は第10条の規定による償還の免除を受けることができない」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(繰上げ償還)

第15条 奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その全部又は一部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第38号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのものである。

## 八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

青森銀行八戸支店店舗解体工事請負の一部変更契約の締結について  
青森銀行八戸支店店舗解体工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した青森銀行八戸支店店舗解体工事について、設計変更により契約額及び期間を変更するためのものである。

契約額「147,782,800円」を「159,733,200円」に変更する。

期間「契約締結の翌日から令和3年3月31日まで」を「契約締結の翌日から令和3年4月29日まで」に変更する。



議案第40号

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負契約の締結について  
八戸市総合保健センター建設事業第2期工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市田向三丁目6番地1、6番地4
- 2 契約額 252,668,900円
- 3 期 間 契約締結の翌日から360日間
- 4 契約者 八戸市類家四丁目2番26号  
株式会社石上建設  
代表取締役 岩 淵 仁
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第41号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて  
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び除雪経費の増額のため、令和2年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第1号

令和2年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和2年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和3年1月21日

八戸市長 小林 眞

令和2年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第42号

八戸市辺地総合整備計画を定めることについて  
八戸市辺地総合整備計画を次のとおり定める。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

八戸市辺地総合整備計画 別冊

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進を図ることを目的とした八戸市辺地総合整備計画を定めるためのものである。



議案第43号

市道路線の廃止及び認定について  
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、駅西土地区画整理事業の実施並びに白銀地区、湊高台地区及び田面木地区における道路整備に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

路線の廃止

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
八戸駅正法寺線	八戸市一番町一丁目1番27地先 主要地方道八戸三沢線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉49番地先 市道大仏正法寺線	
三條目矢沢線	八戸市大字尻内町字法霊4番地2地先 市道三條目張田1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢22番2地先 市道上長豊崎線	
上長豊崎線	八戸市大字尻内町字内矢沢2番1地先 市道三條目矢沢線分岐	
	八戸市大字尻内町字西ノ沢8番1地先 市道大仏線	
張田三條目線	八戸市大字尻内町字三條目3番1地先 市道三條目張田1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢36番7地先 市道上長豊崎線	
根市大仏線	八戸市大字尻内町字中根市9番3地先 市道張田三條目線分岐	
	八戸市大字櫛引字谷地19番1地先 市道上長豊崎線	
矢沢前明戸線	八戸市大字尻内町字矢沢30番2地先 市道矢沢一日市線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢6番1地先 市道八戸駅正法寺線	
矢沢一日市線	八戸市大字尻内町字矢沢27番地先 市道上長豊崎線	
	八戸市大字櫛引字天神堂48番3地先	
内田田端線	八戸市大字尻内町字内田34番地先 市道内田天狗柳線分岐	
	八戸市大字尻内町字北熊ノ沢26番地先 市道笹ノ沢轟木線	



浅水川1号線	八戸市大字尻内町字三条目4番4地先 市道三条目矢沢線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢1番2地先 市道上長豊崎線	
内田天狗柳線	八戸市大字尻内町字内田39番1地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字長苗代字天狗柳79番1地先	
三条目張田1号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池150番2地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字渡ノ葉23番8地先 国道454号	
三条目張田2号線	八戸市大字尻内町字直田79番1地先 国道454号分岐	
	八戸市大字尻内町字直田1番1地先 市道三条目張田1号線	

#### 路線の認定

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
一番町矢沢線	八戸市一番町一丁目1番27地先 主要地方道八戸三沢線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢3番1地先 市道駅西2号線	
高田根市渡ノ葉線	八戸市大字尻内町字高田11番地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉19番3地先 市道大仏正法寺線	
高田下谷地線	八戸市大字櫛引字高田34番6地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字豊崎町字下谷地3番2地先 市道大仏線	
根市橋線	八戸市大字尻内町字メドツ河原12番29地先 市道駅西56号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢36番17地先	

中根市谷地線	八戸市大字尻内町字中根市13番4地先 市道駅西5号線分岐	
	八戸市大字櫛引字谷地20番1地先 市道高田下谷地線	
矢沢早口線	八戸市大字尻内町字矢沢26番地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字櫛引字早口25番2地先 市道一日市矢沢1号線	
田端新井田新田線	八戸市大字尻内町字田端12番地先 市道笹ノ沢轟木線分岐	
	八戸市大字尻内町字新井田新田20番地先 市道駅西45号線	
内田天狗柳線	八戸市大字尻内町字内田26番5地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字長苗代字天狗柳29番13地先 市道天狗柳1号線	
畑田三条目線	八戸市大字尻内町字畑田14番7地先 国道454号分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目13番地先 市道駅西1号線	
駅西11号線	八戸市大字尻内町字内田7番7地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字法霊2番2地先 市道駅西4号線	
駅西12号線	八戸市大字尻内町字内矢沢26番31地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目30番4地先 市道駅西4号線	
駅西13号線	八戸市大字尻内町字内矢沢2番3地先 市道駅西4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢26番30地先 市道駅西12号線	
駅西14号線	八戸市大字尻内町字内矢沢23番6地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢19番3地先 市道駅西4号線	

駅西15号線	八戸市大字尻内町字高田 9 番 1 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字高田 4 番13地先 市道駅西 4 号線	
駅西16号線	八戸市大字尻内町字高田 1 番11地先 市道駅西 4 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字高田 1 番 1 地先 市道駅西84号線	
駅西21号線	八戸市大字尻内町字直田27番 2 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田20番 3 地先	
駅西22号線	八戸市大字尻内町字直田36番地先 市道駅西21号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田40番地先 市道駅西21号線	
駅西23号線	八戸市大字尻内町字直田52番地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田38番 1 地先 市道駅西22号線	
駅西24号線	八戸市大字尻内町字張田105番地先 市道畑田三条目線分岐	
	八戸市大字尻内町字張田106番 2 地先	
駅西25号線	八戸市大字尻内町字張田32番 8 地先 国道454号分岐	
	八戸市大字尻内町字張田35番 1 地先 市道畑田三条目線	
駅西26号線	八戸市大字尻内町字直田32番 1 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田66番地先 市道駅西26号線	
駅西27号線	八戸市大字尻内町字直田68番 1 地先 市道駅西26号線分岐	
	八戸市大字尻内町字張田27番 3 地先 市道駅西24号線	

駅西28号線	八戸市大字尻内町字張田114番1地先 市道駅西25号線分岐	
	八戸市大字尻内町字張田39番地先 市道駅西27号線	
駅西29号線	八戸市大字尻内町字直田2番5地先 市道畑田三条目線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田82番地先 市道駅西27号線	
駅西30号線	八戸市大字尻内町字三条目20番地先 市道駅西26号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田77番地先 市道駅西27号線	
駅西31号線	八戸市大字尻内町字直田70番3地先 市道駅西27号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田7番1地先 市道駅西30号線	
駅西32号線	八戸市大字尻内町字三条目3番1地先 市道畑田三条目線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市25番51地先 市道駅西36号線	
駅西33号線	八戸市大字尻内町字三条目4番2地先 市道駅西30号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目3番2地先 市道駅西32号線	
駅西34号線	八戸市大字尻内町字三条目16番2地先 市道畑田三条目線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目4番2地先 市道駅西26号線	
駅西35号線	八戸市大字尻内町字メドツ河原6番1地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市62番9地先 市道駅西37号線	
駅西36号線	八戸市大字尻内町字中根市1番2地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原1番5地先 市道駅西35号線	

駅西37号線	八戸市大字尻内町字中根市 6 番 1 地先 市道駅西 5 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市25番 1 地先 市道駅西36号線	
駅西38号線	八戸市大字尻内町字下根市35番 4 地先 市道駅西 5 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市36番 1 地先 市道駅西36号線	
駅西39号線	八戸市大字尻内町字中根市 3 番 4 地先 市道駅西36号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市25番 1 地先 市道駅西36号線	
駅西40号線	八戸市大字尻内町字下根市38番16地先 市道駅西39号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市38番12地先 市道駅西36号線	
駅西41号線	八戸市大字尻内町字下根市55番 6 地先 市道駅西39号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市25番 8 地先 市道駅西36号線	
駅西42号線	八戸市大字尻内町字下根市38番12地先 市道駅西40号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市38番 6 地先 市道駅西41号線	
駅西43号線	八戸市大字尻内町字下根市62番24地先 市道駅西35号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市64番 1 地先 市道駅西36号線	
駅西44号線	八戸市大字尻内町字内田18番 1 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田18番 4 地先 市道駅西45号線	
駅西45号線	八戸市大字尻内町字内田26番 4 地先 市道内田天狗柳線分岐	
	八戸市大字尻内町字新井田新田20番地先	

駅西46号線	八戸市大字尻内町字内田26番4地先 市道内田天狗柳線分岐	
	八戸市大字尻内町字新井田新田46番地先	
駅西47号線	八戸市大字尻内町字内田28番2地先 市道駅西46号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田8番1地先 市道駅西45号線	
駅西48号線	八戸市大字尻内町字内田8番5地先 市道駅西47号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田10番12地先 市道駅西45号線	
駅西49号線	八戸市大字尻内町字内田12番8地先 市道駅西46号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田10番6地先 市道駅西48号線	
駅西50号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池145番2地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田35番1地先 市道内田天狗柳線	
駅西51号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池13番3地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田31番4地先 市道駅西46号線	
駅西52号線	八戸市大字尻内町字内田38番地先 市道内田天狗柳線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田31番2地先 市道駅西51号線	
駅西53号線	八戸市大字尻内町字内田37番地先 市道内田天狗柳線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田33番1地先 市道駅西51号線	
駅西54号線	八戸市大字尻内町字内田18番3地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田5番地先 市道駅西11号線	

駅西55号線	八戸市大字尻内町字内田 6 番 5 地先 市道駅西11号線分岐	
	八戸市大字尻内町字法霊 3 番 2 地先 市道駅西11号線	
駅西56号線	八戸市大字尻内町字メドツ河原 1 番 3 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原17番地先 市道駅西 5 号線	
駅西57号線	八戸市大字尻内町字メドツ河原 6 番 1 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原13番 1 地先 市道駅西56号線	
駅西58号線	八戸市大字尻内町字内矢沢 2 番 6 地先 市道駅西 4 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目 2 番22地先 市道駅西 4 号線	
駅西59号線	八戸市大字尻内町字三条目 5 番 7 地先 市道駅西58号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目 5 番 2 地先 市道駅西58号線	
駅西60号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池22番 1 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字法霊 8 番地先 市道駅西 4 号線	
駅西61号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池127番地先 市道駅西12号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 5 番20地先 市道駅西65号線	
駅西62号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池144番 4 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池140番 4 地先 市道駅西61号線	
駅西63号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 8 番 4 地先 市道駅西61号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池148番 2 地先 市道駅西61号線	

駅西64号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 7 番 5 地先 市道駅西61号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 3 番 2 地先 市道駅西61号線	
駅西65号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池125番地先 市道駅西12号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 6 番 2 地先 市道駅西64号線	
駅西66号線	八戸市大字尻内町字内矢沢 9 番 1 地先 市道駅西12号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢 7 番 5 地先 市道駅西13号線	
駅西67号線	八戸市大字尻内町字内矢沢 2 番 5 地先 市道駅西12号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢 7 番 2 地先 市道駅西13号線	
駅西68号線	八戸市大字尻内町字内矢沢26番10地先 市道駅西13号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢 8 番 2 地先 市道駅西66号線	
駅西69号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池14番 4 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢27番 4 地先 市道駅西 2 号線	
駅西70号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池22番 1 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池20番24地先 市道駅西69号線	
駅西71号線	八戸市大字尻内町字内矢沢20番 2 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字人形場 3 番 6 地先 市道駅西 2 号線	
駅西72号線	八戸市大字尻内町字明戸 3 番44地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢 2 番地先 市道駅西 2 号線	



駅西73号線	八戸市大字尻内町字人形場 3 番 5 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢 7 番 3 地先 市道駅西 4 号線	
駅西74号線	八戸市大字尻内町字矢沢 1 番 3 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原29番 1 地先 市道駅西 4 号線	
駅西75号線	八戸市大字尻内町字矢沢 1 番 4 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原28番26地先 市道駅西74号線	
駅西76号線	八戸市大字尻内町字内矢沢16番 6 地先 市道駅西14号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢 7 番 6 地先 市道駅西73号線	
駅西77号線	八戸市大字尻内町字人形場 1 番 3 地先 市道駅西73号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢17番 1 地先 市道駅西76号線	
駅西78号線	八戸市大字尻内町字人形場 1 番 4 地先 市道駅西73号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢73番 4 地先 市道駅西75号線	
駅西79号線	八戸市大字尻内町字根市内矢沢10番 1 地先 市道駅西73号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内矢沢22番 3 地先 市道駅西77号線	
駅西80号線	八戸市大字尻内町字根市内矢沢 7 番 5 地先 市道駅西76号線分岐	
	八戸市大字尻内町字根市内矢沢10番 4 地先 市道駅西79号線	
駅西81号線	八戸市大字櫛引字高田 7 番 3 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字櫛引字高田 7 番 3 地先 市道中根市谷地線	

駅西82号線	八戸市大字尻内町字中根市12番2地先 市道駅西5号線分岐	
	八戸市大字尻内町字中道38番地先 市道駅西82号線	
駅西83号線	八戸市大字尻内町字上谷地31番2地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字中道43番7地先 市道駅西82号線	
駅西84号線	八戸市大字尻内町字矢沢9番1地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢14番1地先 市道駅西84号線	
駅西85号線	八戸市大字尻内町字矢沢26番地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢62番2地先 市道駅西84号線	
駅西86号線	八戸市大字尻内町字矢沢85番2地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字高田1番7地先 市道駅西84号線	
駅西87号線	八戸市大字尻内町字矢沢73番13地先 市道駅西84号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢81番1地先 市道駅西84号線	
駅西88号線	八戸市大字尻内町字矢沢72番1地先 市道駅西84号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢82番地先 市道駅西87号線	
駅西89号線	八戸市大字尻内町字矢沢65番2地先 市道駅西87号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢62番9地先 市道駅西88号線	
駅西90号線	八戸市大字尻内町字高田21番2地先 市道駅西84号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢91番1地先 市道駅西86号線	

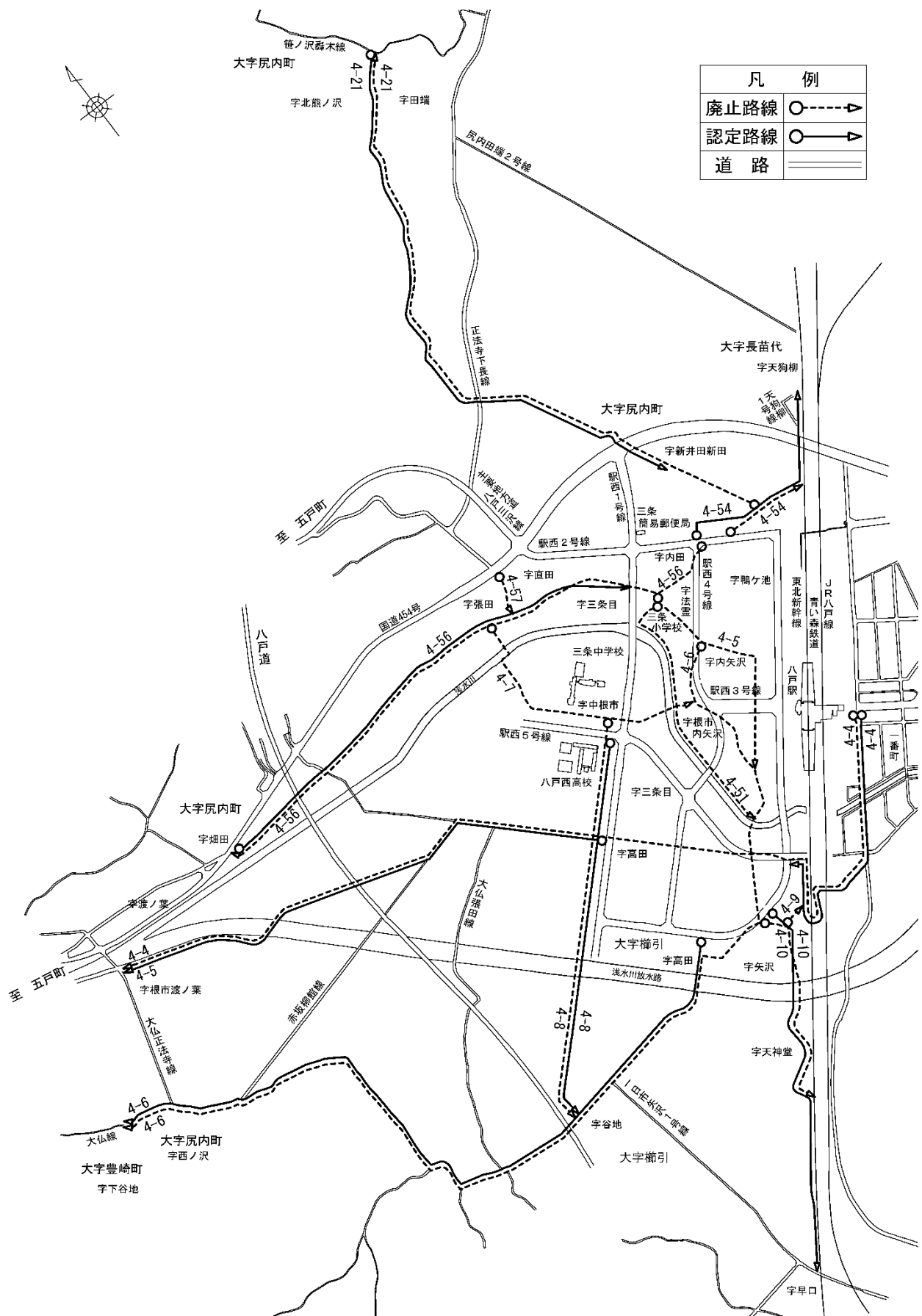
駅西91号線	八戸市大字櫛引字高田 5 番 1 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字櫛引字高田 9 番 1 地先 市道駅西91号線	
駅西92号線	八戸市大字尻内町字矢沢57番11地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢47番 1 地先 市道駅西91号線	
駅西93号線	八戸市大字櫛引字高田29番地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字櫛引字高田27番 6 地先 市道駅西91号線	
駅西94号線	八戸市大字尻内町字矢沢46番 4 地先 市道駅西91号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢43番 7 地先 市道駅西91号線	
駅西95号線	八戸市大字櫛引字鮫ノ口 1 番 1 地先 市道駅西91号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢36番地先 市道駅西91号線	
駅西96号線	八戸市大字尻内町字鼠田 4 番 1 地先 市道駅西91号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鼠田 5 番11地先 市道矢沢早口線	
駅西97号線	八戸市大字尻内町字矢沢43番 3 地先 市道駅西94号線分岐	
	八戸市大字尻内町字矢沢37番地先 市道駅西95号線	
駅西101号線	八戸市大字尻内町字直田16番 8 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田75番地先 市道駅西27号線	
駅西102号線	八戸市大字尻内町字直田56番 1 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田37番 3 地先 市道駅西22号線	

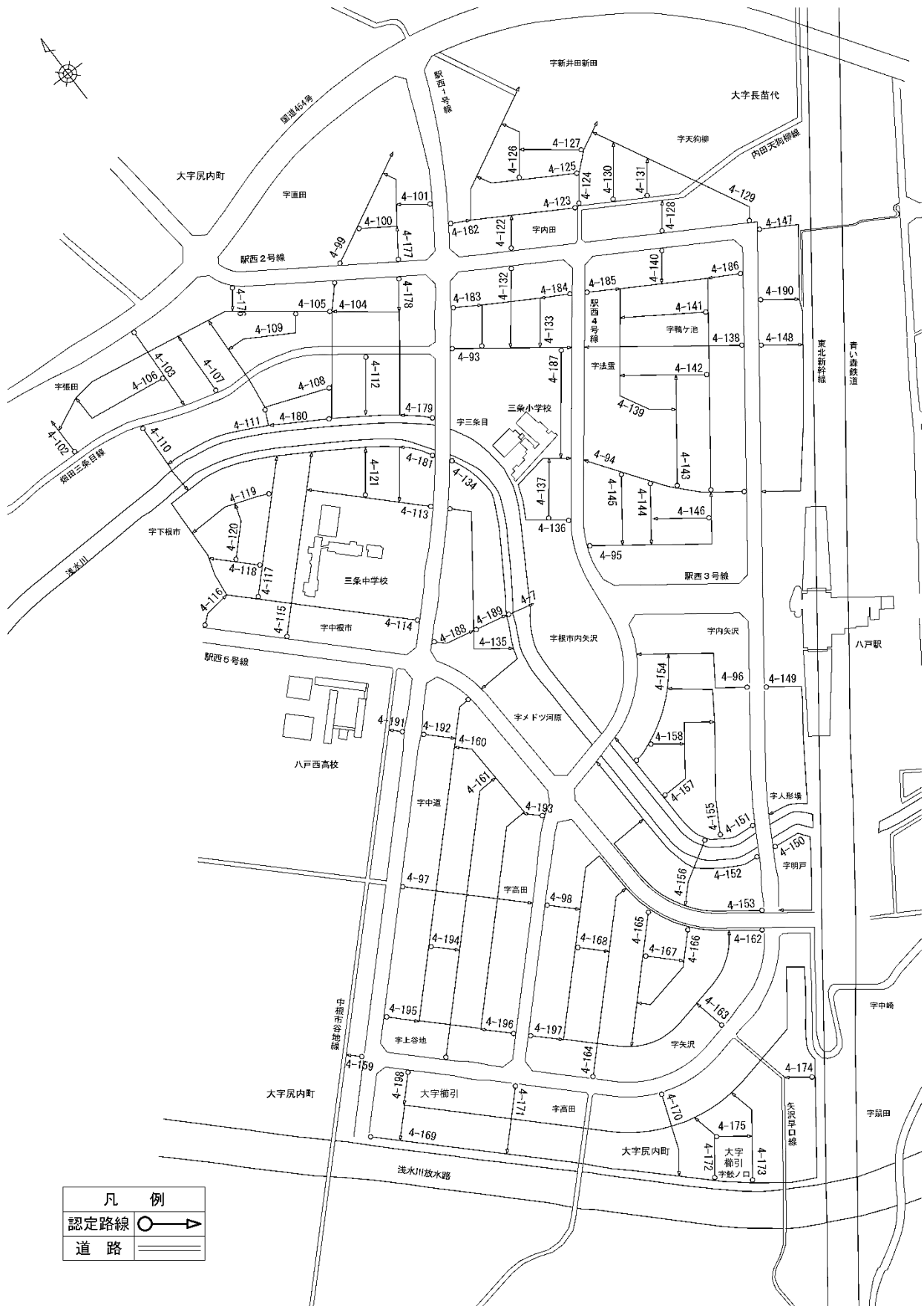
駅西103号線	八戸市大字尻内町字内田11番地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字直田59番3地先 市道駅西26号線	
駅西104号線	八戸市大字尻内町字三条目4番15地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目4番14地先 市道駅西26号線	
駅西105号線	八戸市大字尻内町字三条目4番17地先 市道駅西26号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目4番17地先 市道駅西33号線	
駅西106号線	八戸市大字尻内町字メドツ河原2番1地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字下根市65番6地先 市道駅西36号線	
駅西107号線	八戸市大字尻内町字直田52番地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田6番9地先 市道駅西45号線	
駅西108号線	八戸市大字尻内町字内田2番3地先 市道駅西1号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田21番地先 市道駅西55号線	
駅西109号線	八戸市大字尻内町字内田23番8地先 市道駅西4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字内田23番4地先 市道駅西55号線	
駅西110号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池150番1地先 市道駅西4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池147番1地先 市道駅西61号線	
駅西111号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池11番31地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池142番5地先 市道駅西61号線	

駅西112号線	八戸市大字尻内町字法霊 2 番 8 地先 市道駅西11号線分岐	
	八戸市大字尻内町字三条目 2 番22地先 市道駅西58号線	
駅西113号線	八戸市大字尻内町字中根市10番 1 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原12番19地先 市道駅西57号線	
駅西114号線	八戸市大字尻内町字メドツ河原12番19地先 市道駅西57号線分岐	
	八戸市大字尻内町字メドツ河原12番 9 地先 市道駅西56号線	
駅西115号線	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池19番 2 地先 市道駅西 2 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池18番地先 市道駅西69号線	
駅西116号線	八戸市大字尻内町字中道34番 1 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字中道35番 1 地先 市道中根市谷地線	
駅西117号線	八戸市大字尻内町字中道36番 2 地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字中道38番地先 市道駅西82号線	
駅西118号線	八戸市大字尻内町字高田 3 番地先 市道駅西 4 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字高田 3 番地先 市道駅西82号線	
駅西119号線	八戸市大字尻内町字高田31番 3 地先 市道駅西82号線分岐	
	八戸市大字尻内町字高田28番地先 市道駅西83号線	
駅西120号線	八戸市大字尻内町字上谷地13番地先 市道駅西 1 号線分岐	
	八戸市大字尻内町字上谷地14番 4 地先 市道駅西82号線	

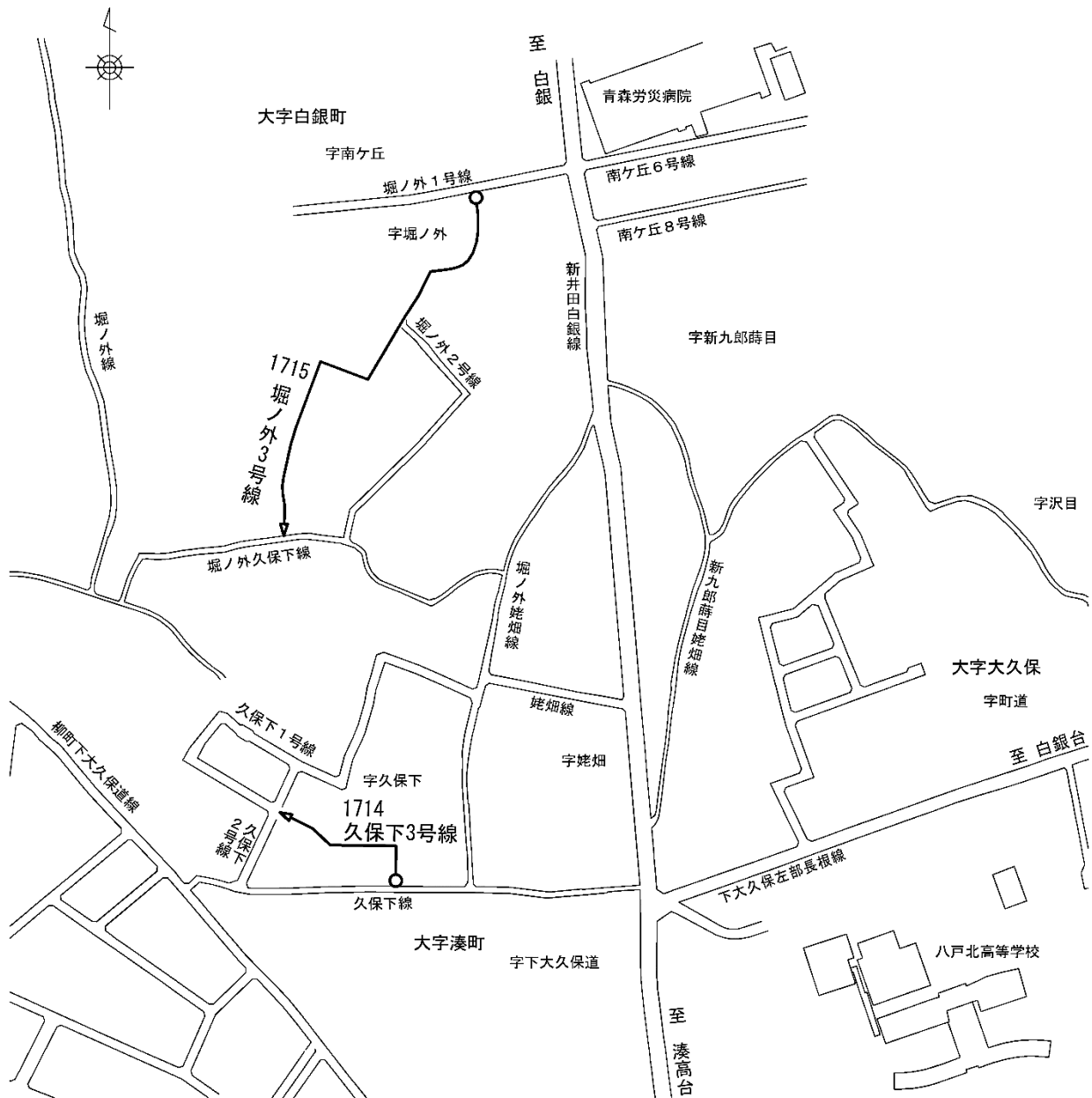
駅西121号線	八戸市大字尻内町字上谷地31番1地先 市道駅西4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字上谷地30番2地先 市道駅西82号線	
駅西122号線	八戸市大字尻内町字上谷地18番3地先 市道駅西4号線分岐	
	八戸市大字尻内町字上谷地18番4地先 市道駅西84号線	
駅西123号線	八戸市大字櫛引字高田8番地先 市道駅西2号線分岐	
	八戸市大字櫛引字高田8番地先 市道駅西91号線	
久保下3号線	八戸市大字白銀町字久保下3番13地先 市道久保下線分岐	
	八戸市大字白銀町字久保下18番23地先 市道久保下1号線	
堀ノ外3号線	八戸市大字白銀町字南ヶ丘10番9地先 市道堀ノ外1号線分岐	
	八戸市大字白銀町字堀ノ外20番10地先 市道堀ノ外久保下線	
湊高台103号線	八戸市湊高台八丁目180番4地先 市道湊高台2号線分岐	
	八戸市湊高台八丁目180番4地先 市道桜ヶ丘北線	
葦窪線	八戸市大字田面木字葦窪40番224地先 市道根城中野線分岐	
	八戸市大字田面木字葦窪40番2地先 市道八戸福地線	

議案第43号付図





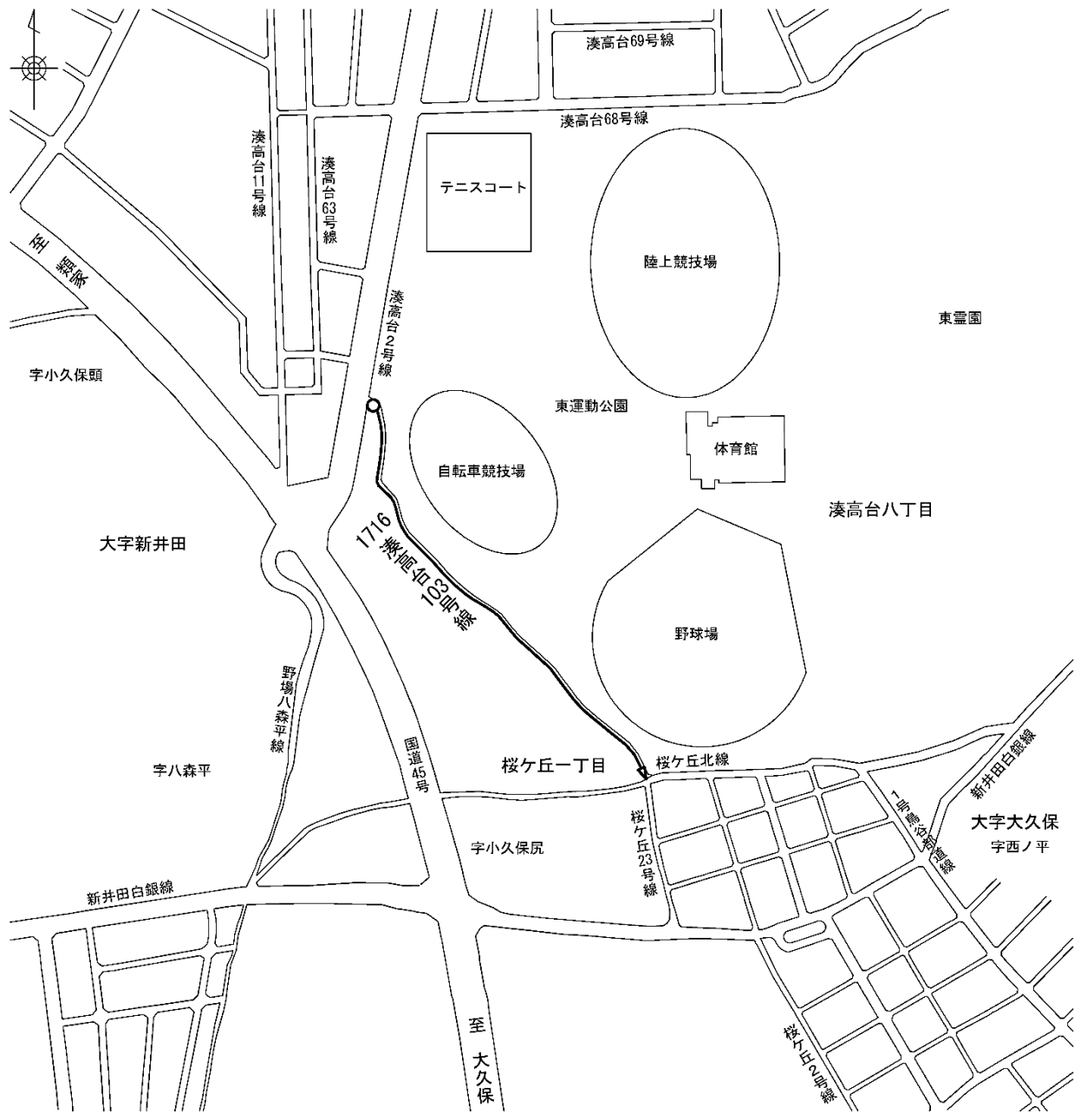




認定路線(白銀地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1714	久保下3号線	6.0	110.0
1715	堀ノ外3号線	4.0~ 6.5	310.0

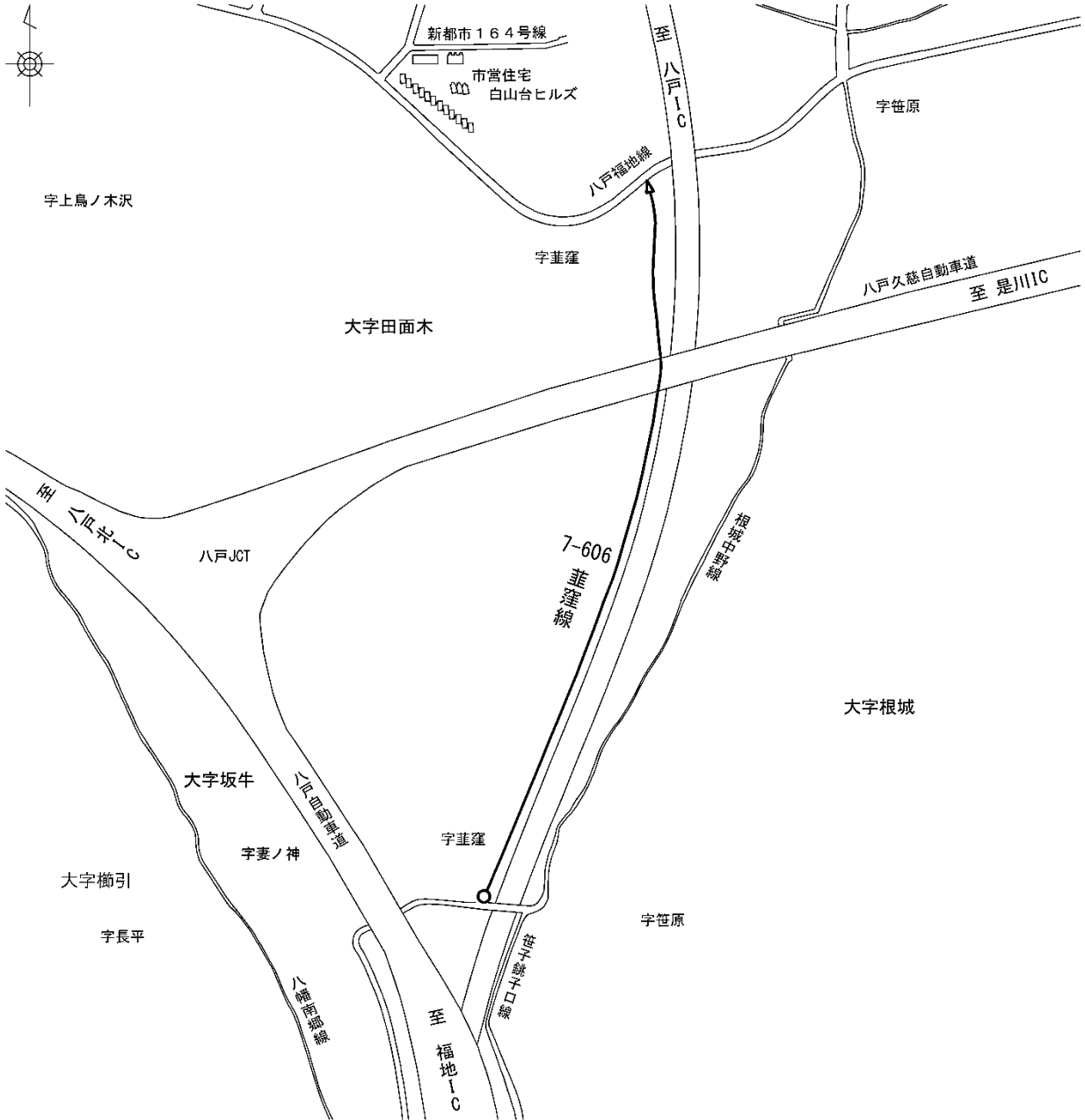
凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線(湊高台地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1716	湊高台103号線	6.0	420.0

凡 例	
認定路線	
道路	



認定路線(田面木地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
7-606	葦窪線	3.6~13.9	880.0

凡 例	
認定路線	
道路	

議案第43号付表

廃止路線

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-4	八戸駅正法寺線	1.9~15.5	2,983.7
4-5	三条目矢沢線	3.0~17.0	669.9
4-6	上長豊崎線	2.0~7.1	3,334.6
4-7	張田三条目線	3.0~6.3	767.4
4-8	根市大仏線	2.1~8.1	1,220.4
4-9	矢沢前明戸線	3.7~6.2	79.2
4-10	矢沢一日市線	2.0~6.0	685.6
4-21	内田田端線	3.0~6.7	2,013.4
4-51	浅水川1号線	2.3~3.7	783.0
4-54	内田天狗柳線	7.0~9.6	323.6
4-56	三条目張田1号線	5.8~10.8	1,675.2
4-57	三条目張田2号線	6.6~16.2	130.2

認定路線

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-4	一番町矢沢線	6.0~15.5	932.0
4-5	高田根市渡ノ葉線	1.9~10.7	1,535.0
4-6	高田下谷地線	2.0~7.1	2,270.0
4-7	根市橋線	6.0	30.0
4-8	中根市谷地線	2.1~8.1	1,110.0
4-10	矢沢早口線	2.5~6.0	1,117.0
4-21	田端新井田新田線	3.0~6.7	1,740.0
4-54	内田天狗柳線	7.0~9.6	637.0
4-56	畑田三条目線	5.8~9.8	1,433.0
4-93	駅西11号線	8.0	164.0
4-94	駅西12号線	8.0	225.0
4-95	駅西13号線	8.0	234.0
4-96	駅西14号線	8.0	198.0

4-97	駅西15号線	8.0	179.0
4-98	駅西16号線	8.0	45.0
4-99	駅西21号線	6.0	170.0
4-100	駅西22号線	6.0	131.0
4-101	駅西23号線	6.0	45.0
4-102	駅西24号線	6.0	58.0
4-103	駅西25号線	6.0	127.0
4-104	駅西26号線	6.0	506.0
4-105	駅西27号線	6.0	422.0
4-106	駅西28号線	6.0	141.0
4-107	駅西29号線	6.0	93.0
4-108	駅西30号線	6.0	228.0
4-109	駅西31号線	6.0	119.0
4-110	駅西32号線	6.0	106.0
4-111	駅西33号線	6.0	166.0
4-112	駅西34号線	6.0	80.0
4-113	駅西35号線	6.0	169.0
4-114	駅西36号線	6.0	806.0
4-115	駅西37号線	6.0	249.0
4-116	駅西38号線	6.0	53.0
4-117	駅西39号線	6.0	186.0
4-118	駅西40号線	6.0	66.0
4-119	駅西41号線	6.0	117.0
4-120	駅西42号線	6.0	74.0
4-121	駅西43号線	6.0	59.0
4-122	駅西44号線	6.0	45.0
4-123	駅西45号線	6.0	348.0
4-124	駅西46号線	6.0	122.0
4-125	駅西47号線	6.0	136.0
4-126	駅西48号線	6.0	86.0
4-127	駅西49号線	6.0	81.0

4-128	駅西50号線	6.0	44.0
4-129	駅西51号線	6.0	254.0
4-130	駅西52号線	6.0	75.0
4-131	駅西53号線	6.0	48.0
4-132	駅西54号線	6.0	107.0
4-133	駅西55号線	6.0	197.0
4-134	駅西56号線	6.0	365.0
4-135	駅西57号線	6.0	265.0
4-136	駅西58号線	6.0	197.0
4-137	駅西59号線	6.0	78.0
4-138	駅西60号線	6.0	216.0
4-139	駅西61号線	6.0	627.0
4-140	駅西62号線	6.0	45.0
4-141	駅西63号線	6.0	113.0
4-142	駅西64号線	6.0	115.0
4-143	駅西65号線	6.0	146.0
4-144	駅西66号線	6.0	78.0
4-145	駅西67号線	6.0	91.0
4-146	駅西68号線	6.0	75.0
4-147	駅西69号線	6.0	470.0
4-148	駅西70号線	6.0	56.0
4-149	駅西71号線	6.0	265.0
4-150	駅西72号線	6.0	200.0
4-151	駅西73号線	6.0	257.0
4-152	駅西74号線	6.0	288.0
4-153	駅西75号線	6.0	283.0
4-154	駅西76号線	6.0	147.0
4-155	駅西77号線	6.0	259.0
4-156	駅西78号線	6.0	96.0
4-157	駅西79号線	6.0	147.0
4-158	駅西80号線	6.0	42.0

4-159	駅西81号線	6.0	23.0
4-160	駅西82号線	6.0	969.0
4-161	駅西83号線	6.0	392.0
4-162	駅西84号線	6.0	831.0
4-163	駅西85号線	6.0	45.0
4-164	駅西86号線	6.0	263.0
4-165	駅西87号線	6.0	182.0
4-166	駅西88号線	6.0	135.0
4-167	駅西89号線	6.0	50.0
4-168	駅西90号線	6.0	40.0
4-169	駅西91号線	6.0	1,626.0
4-170	駅西92号線	6.0	114.0
4-171	駅西93号線	6.0	93.0
4-172	駅西94号線	6.0	92.0
4-173	駅西95号線	6.0	129.0
4-174	駅西96号線	6.0	38.0
4-175	駅西97号線	6.0	45.0
4-176	駅西101号線	4.0	32.0
4-177	駅西102号線	4.0	45.0
4-178	駅西103号線	4.0	45.0
4-179	駅西104号線	4.0	45.0
4-180	駅西105号線	4.0	79.0
4-181	駅西106号線	4.0	46.0
4-182	駅西107号線	4.0	27.0
4-183	駅西108号線	4.0	39.0
4-184	駅西109号線	4.0	40.0
4-185	駅西110号線	4.0	45.0
4-186	駅西111号線	4.0	45.0
4-187	駅西112号線	4.0	143.0
4-188	駅西113号線	4.0	57.0
4-189	駅西114号線	4.0	40.0

4-190	駅西115号線	4.0	52.0
4-191	駅西116号線	4.0	18.0
4-192	駅西117号線	4.0	43.0
4-193	駅西118号線	4.0	26.0
4-194	駅西119号線	4.0	36.0
4-195	駅西120号線	4.0	45.0
4-196	駅西121号線	4.0	45.0
4-197	駅西122号線	4.0	45.0
4-198	駅西123号線	4.0	45.0



議案第44号

八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

天然芝球技場に照明設備を設置し、その利用料金を定めるためのものである。

## 八戸市多賀多目的運動場条例の一部を改正する条例

八戸市多賀多目的運動場条例（平成27年八戸市条例第48号）の一部を次のように改正する。  
別表の(1)の表備考に次の1項を加える。

- 4 照明に係る電気料は、別に実費を徴収する。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第45号

八戸市美術館条例の制定について  
八戸市美術館条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

美術館を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸市美術館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美術品及び美術その他の芸術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示並びに美術その他の芸術に関する調査研究及び普及活動を行うことにより、市民の文化及び芸術の振興に資するとともに、文化芸術活動を通じた様々な出会い、学び及び交流の機会を提供し、もって新たな文化の創造と八戸市全体の活性化を図るため、美術館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(美術館の名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市美術館
- (2) 位置 八戸市大字番町10番地4

(事業)

第3条 八戸市美術館（以下「美術館」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術品等の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 美術その他の芸術に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 美術その他の芸術に関する講演会、講座等の開催に関すること。
- (5) 美術その他の芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 美術その他の芸術に関する創作活動及び発表の場の提供に関すること。
- (7) 美術その他の芸術を通じた教育及び学習に関すること。
- (8) 学校等教育機関及び他の美術館、博物館その他の文化施設等との連携に関すること。
- (9) 文化芸術活動を通じたまちづくりの推進に関すること。
- (10) 文化芸術活動を通じた市民交流の推進に関すること。
- (11) その他美術館の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第4条 美術館の観覧料は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する観覧料（以下「観覧料」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可及び条件)

第5条 美術館の施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、美術館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用制限)

第6条 市長は、有料施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 美術館の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第5条第1項の規定により有料施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 有料施設の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項に規定する使用料（以下「使用料」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の還付)

第9条 既納の観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により観覧し、又は使用することができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、有料施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の許可)

第12条 使用者が有料施設の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(秩序保持)

第14条 使用者及び入場者は、美術館の秩序保持及び施設の良い保全に努めなければならない。

2 使用者及び入場者は、常に係員の指示に従わなければならない。

(入場の拒否等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 美術館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入場を不相当と認める者

(損害賠償)

第16条 美術館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところから従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(美術館運営協議会)

第17条 美術館の円滑な運営を図るため、八戸市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、美術館の運営に関し必要な事項について協議し、市長に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。

(美術館美術品等収集委員会)

第18条 美術品等の適切な収集を図るため、八戸市美術館美術品等収集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、美術品等の収集について調査審議し、市長に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は公布の日から、第17条、第18条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和3年4月1日から施行する。

(八戸市美術館条例の廃止)

2 八戸市美術館条例（平成23年八戸市条例第11号）は、廃止する。

(八戸市附属機関設置条例の一部改正)

3 八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表の1 八戸市新美術館運営検討委員会の項を削る。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「新美術館運営検討委員会の委員」を削り、「美術館運営協議会の委員」を「美術館運営協議会の委員  
美術館美術品等収集委員会の委員」に改める。

(準備行為)

5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

観覧料

区 分	金額（1回につき）
コレクションラボ展示	無料
企画展示及びコレクション特別展示	1人につき 2,000 円を超えない範囲内で市長がその都度定める額

備考

コレクションラボ展示とは美術館が収蔵する美術品等を活用して日常的に行う展示を、  
企画展示及びコレクション特別展示とは美術館が特別に行う展示をいう。

別表第 2（第 8 条関係）

使用料

(1) 展示室等

区 分	基本区分			複合区分		
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間
	開館時刻 から午後 1 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から閉館 時刻まで	開館時刻 から午後 5 時まで	午後 1 時 から閉館 時刻まで	開館時刻 から閉館 時刻まで
	円	円	円	円	円	円
ギャラリー 1	1,280	1,710	850	2,990	2,560	3,850
ギャラリー 2	2,600	3,470	1,730	6,070	5,200	7,810
ホワイトキ ューブ	9,340	12,450	6,220	21,790	18,680	28,020
ブラックキ ューブ	820	1,100	550	1,930	1,650	2,480
コレクショ ンラボ	1,830	2,440	1,220	4,270	3,660	5,490
スタジオ	1,950	2,600	1,300	4,550	3,900	5,850
ワークショ ップルーム	1,140	1,520	760	2,660	2,280	3,420
ジャイアン トルーム展 示エリア 1	680	910	450	1,600	1,370	2,060



ジャイアントルーム展示エリア2	950	1,270	630	2,230	1,910	2,870
ジャイアントルーム展示エリア3	1,100	1,460	730	2,560	2,200	3,300
会議室1	380	510	250	890	760	1,150
会議室2	310	420	210	740	630	950
会議室3	400	540	270	950	810	1,220
ジャイアントルームその他のスペース	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり6円					
ティールーム	占有して使用する場合に限り、1時間当たり90円					

(2) 広場

区 分	金 額
広場	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり6円

(3) 設備、器具等

市長が定める額

備考

- 1 1,000円を超える入場料等（入場料、会費、入場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。）を徴収して施設を使用する場合又は物品の販売を伴う場合の使用料は、規定使用料の額の100分の200に相当する額とする。
- 2 美術館内で開催する予定の催物の準備、撤収等のみを行うために使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額（前項の規定に該当する場合は、同項の規定により算出した額）の100分の50に相当する額とする。
- 3 使用可能時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前2項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。
- 4 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3（第8条関係）

サテライト施設の使用料

区 分	金 額
多目的室	月額 168,000 円

備考

- 1 使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。
- 2 電気料は、別に実費を徴収することができる。

議案第46号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

成人病対策基金を健康づくり推進基金に変更するとともに、教育振興基金の設置の目的を変更するためのものである。

## 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教員国内・海外研修資金」を「教員国内研修資金」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 健康づくり推進基金 健康づくり推進事業資金

第4条第1号を次のように改める。

(1) 健康づくり推進基金 健康づくり推進事業

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第47号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

調理機能付自動販売機営業許可申請手数料等の額を定め、行商登録申請手数料等を廃止し、建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料等の区分を変更するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表を次のように改める。

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）関係事務

手数料を徴収する事務	名 称	金 額
1 法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「政令」という。）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円（臨時の施設に係るものにあつては、1件につき7,500円）
2 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理機能付自動販売機営業許可申請手数料	1件につき9,600円
3 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第3号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
4 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第4号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円（臨時の施設に係るものにあつては、1件につき7,500円）
5 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき21,000円
6 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第6号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
7 法第55条第1項の規	乳処理業	1件につき21,000円

定に基づく政令第35条第7号の乳処理業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
8 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
9 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第9号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
10 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品放射線照射業許可申請手数料	1件につき21,000円
11 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第11号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
12 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
13 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第13号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
14 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
15 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第15号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
16 法第55条第1項の規	水産製品	1件につき16,000円

定に基づく政令第35条第16号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査	製造業許可申請手数料	
17 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第17号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
18 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
19 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
20 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ・しょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
21 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
22 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
23 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第23号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
24 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第24号の麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円



25 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第25号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
26 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき26,000円
27 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
28 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき26,000円
29 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第29号の漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
30 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
31 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第31号の食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品小分け業許可申請手数料	1件につき14,000円
32 法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第32号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

別表第3の22の表を削り、別表第3の23の表を別表第3の22の表とする。

別表第3の24の表3の項中「23の表」を「22の表」に改め、同表を別表第3の23の表とする。

別表第6の1の表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項

を第4項とする。

別表第6の6の表1の項第1号ア中「の基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号ア(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(㉑)を同号ア(イ)とし、同号アに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 260,000円

別表第6の6の表1の項第1号イ中(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号イ(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(㉑)を同号イ(イ)とし、同号イに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 101,000円

別表第6の6の表1の項第2号ア中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号ア(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(㉑)を同号ア(イ)とし、同号アに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 28,000円

別表第6の6の表1の項第2号イ中(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号イ(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(㉑)を同号イ(イ)とし、同号イに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 24,000円

別表第6の6の表2の項第1号ア中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号ア(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(㉑)を同号ア(イ)とし、同号アに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 130,000円

別表第6の6の表2の項第1号イ中(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(㇏)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号のイ(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(㉑)を同号イ(イ)とし、同号イに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 50,000円

別表第6の6の表2の項第2号ア中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通

大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(ロ)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号ア(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(㉑)を同号ア(イ)とし、同号アに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表2の項第2号イ中(㉔)を(㉓)とし、(イ)から(ロ)までを(㉑)から(㉒)までとし、同号イ(㉑)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(㉑)を同号イ(イ)とし、同号イに(㉑)として次のように加える。

(㉑) 1,000平方メートル未満のもの 12,000円

別表第6の6の表3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号ウ中(㉔)を(㉓)とし、(㉑)から(㉒)までを(イ)から(㉓)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(㉑)とし、同号ウ(㉑)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表3の項第1号エ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号エ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)bを同号エ(イ)cとし、同号エ(イ)aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表3の項第2号ウ(㉑)中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(㉑)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(㉑)bを同号ウ(㉑)cとし、同号ウ(㉑)aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円

別表第6の6の表3の項第2号ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)bを同号ウ(イ)cとし、同号ウ(イ)aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円

別表第6の6の表3の項第2号エ(イ)a中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(イ)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)a(b)を同号エ(イ)a(c)とし、同号エ(イ)a(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円

別表第6の6の表3の項第2号エ(i) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(i) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(i) b(b)を同号エ(i) b(c)とし、同号エ(i) b(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円

別表第6の6の表4の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(イ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(i)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(i)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(i) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円

別表第6の6の表4の項第1号エ(i)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号エ(i) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(i) bを同号エ(i) cとし、同号エ(i) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円

別表第6の6の表4の項第2号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号ウ(ア)中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア) bを同号ウ(ア) cとし、同号ウ(ア) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

別表第6の6の表4の項第2号ウ(i)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(i) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(i) bを同号ウ(i) cとし、同号ウ(i) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円

別表第6の6の表4の項第2号エ(i) a中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(i) a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(i) a(b)を同号エ(i) a(c)とし、同号エ(i) a(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

別表第6の6の表4の項第2号エ(i) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(i) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(i) b

(b)を同号エ(イ) b(c)とし、同号エ(イ) b(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円

別表第6の6の表5の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第1号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表5の項第1号エ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号エ(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ) bを同号エ(イ) cとし、同号エ(イ) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表5の項第2号ウ(ア)中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア) bを同号ウ(ア) cとし、同号ウ(ア) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円

別表第6の6の表5の項第2号ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ) bを同号ウ(イ) cとし、同号ウ(イ) aの次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円

別表第6の6の表5の項第2号エ(イ) a中「第1条第1項第1号イの基準」の次に「若しくは同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(イ) a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ) a(b)を同号エ(イ) a(c)とし、同号エ(イ) a(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円

別表第6の6の表5の項第2号エ(イ) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号エ(イ) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ) b(b)を同号エ(イ) b(c)とし、同号エ(イ) b(a)の次に次のように加える。

(b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円

別表第6の6の表6の項第1号ア中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(オ)を(カ)とし、

(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 1,000平方メートル未満のもの 130,000円

別表第6の6の表6の項第1号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 1,000平方メートル未満のもの 50,000円

別表第6の6の表6の項第2号ア中「基準」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 1,000平方メートル未満のもの 14,000円

別表第6の6の表6の項第2号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル以上2,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 1,000平方メートル未満のもの 12,000円

別表第6の6の表備考第1項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同表備考第2項中「第30条第2項（法第31条第2項）」を「第35条第2項（法第36条第2項）」に改め、同表備考第3項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表備考第4項中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表備考第5項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表備考第6項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

## 附 則

- 1 この条例中別表第6の1の表備考の改正規定は公布の日から、別表第6の6の表の改正規定は令和3年4月1日から、別表第3の改正規定は令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年6月1日前になされた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可の申請が食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第11条の規定により同令第1条の規定による改正後の

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号の営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可の申請とみなされる場合には、当該みなされる申請に係る改正前の八戸市手数料条例別表第3の1の表に定める手数料を納入した者は、当該みなされた同項の許可の申請に係る改正後の八戸市手数料条例別表第3の1の表に定める手数料を納入した者とみなす。





議案第48号

八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

乳幼児に係る子ども医療費の給付の対象となる保護者の所得制限を緩和するためのものである。

## 八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

八戸市子ども医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号を次のように改める。

(1) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 児童 6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。

第3条第1項中「（以下単に「子ども」という。）」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用（停止中を除く。）を受けているときは、子ども医療費の給付の対象としない。

第3条第2項中「前項」を「前項本文」に、「保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、」を「次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、保護者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該子どもに係る」に改め、同項ただし書中「第2号に該当する場合で、」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 乳幼児 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定により算出した前年（1月から6月までの間に新たに第7条第1項の受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得が、当該保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1に定める額以上である場合

(2) 児童 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定により算出した前年の所得が、当該保護者の扶養親族等及び当該保護者の扶養親族等でない子どもで当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2に定める額以上である場合

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

扶養親族等又は子どもの数	所得額
0人	5,320,000円
1人	5,700,000円

2人	6,080,000円
3人	6,460,000円
4人	6,840,000円
5人	7,220,000円

備考

- 1 扶養親族等又は子どもの数が5人を超える場合の限度額は、扶養親族等又は子どもの数が5人の場合の所得額に扶養親族等又は子どもの数が1人増すごとに380,000円を加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の金額に同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき60,000円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八戸市子ども医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養の給付に係る医療費の給付について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第7条の規定による受給資格証の交付の申請手続その他受給資格証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正）

- 4 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成3年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「同条例第3条第1項に規定する」を「同条第3号に掲げる」に改める。



議案第49号

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防  
止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものであ  
る。

## 八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第30条」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条の次に次の2条を加える。

（虐待の防止）

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録等）

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項及び第30条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。



議案第50号

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「附則」を「第6章 雑則（第53条）  
附則」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「し

なければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「から第31条」を「から第31条の2」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「から第31条」を「から第31条の2」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第31条」を「から第31条の2」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第6項から第8項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第5項(改正後の条例第48条において準用する場合を含む。)、第31条の2(改正後の条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第33条第3項(改正後の条例第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第7条(改正後の条例第48条において準用する場合を含む。)及び第34

条（改正後の条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条第3項（改正後の条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（改正後の条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条の2（改正後の条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第24条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第26条第2項第3号（改正後の条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第31条第1項（改正後の条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 7 施行日以降、当分の間、八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例改正条例」という。）附則第9項の規定は、改正後の条例第35条第4項第1号ア(イ)及び第50条第4項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、指定介護老人福祉施設基準条例改正条例附則第9項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の

右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

入所定員	入居定員
改正後の条例第4条第1項第3号ア	八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第 号）による改正後の八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第1項第4号ア
第52条第2項	第40条第2項（同条例第52条において準用する場合を含む。）

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号ア(イ) b 及び第50条第4項第1号ア(イ) b の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。





議案第51号

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防  
止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものであ  
る。

## 八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第34条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第26条第2項第3号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第33条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。



議案第52号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、利用者が医療的ケアを必要とする場合の看護職員の配置に係る規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合
  - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条



第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「の各号に掲げる従業者」の次に「(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、同項ただし書第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限り。) 医療的ケアを行うために必要な数

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項を次のように改める。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第60条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第77条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第79条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又

は保育士の合計数に含めることができる。

第86条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第91条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第97条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第102条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第103条第1項中「、第2項及び第4項、第7条」を「から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）」に、「、第2項及び第4項」を「から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」を「同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」に、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「、同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に、「第79条第5項」を「第79条第6項」に改める。

附則第2項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項及び第46条第2項（改正後の条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条の2（改正後の条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を

む。)の規定の適用については、改正後の条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第42条第2項(改正後の条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第45条第3項(改正後の条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、改正後の条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する改正後の条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、改正後の条例第6条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、改正後の条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に改正前の条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達

- 支援事業者」という。)については、改正後の条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
  - 11 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、改正後の条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
  - 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第79条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
  - 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第79条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
  - 14 この条例の施行の際現に改正前の条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、改正後の条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
  - 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正前の条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。





議案第53号

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
の一部を改正する条例

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項を次のように改める。

- 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第86条の2を削る。

第87条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援等の実施）

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項を次のように改める。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「第76条及び第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第131条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第86条の2」を「第87条の2」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第131条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第86条の2」を「第87条の2」に改める。

第142条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第143条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第86条の2」を「第87条の2」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第143条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第86条の2」を「第87条の2」に改める。

第148条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第149条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第155条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第157条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第157条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第168条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第169条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第169条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第170条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第170条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第175条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第175条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第179条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第179条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第179条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第179条の12及び第179条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第181条第3項中「規定する指定共同生活援助」を「規定する指定共同生活援助事業所」に改める。

第192条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第196条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第196条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第196条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第199条第3項中「規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を「規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第206条に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第207条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第207条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第208条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（改正後の条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95



条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11並びに第207条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条の2(改正後の条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11並びに第207条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第35条第3項(改正後の条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第179条の12並びに第179条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(改正後の条例第95条の5、第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第196条、第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第36条の2第3項(改正後の条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第196条、第196条の11並びに第207条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第36条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。



議案第54号

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第15条第1項中「第65号」の次に「。第36条第3項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加える。

第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項を次のように改める。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第61条第2項第4号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

(八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年八戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中

「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。





議案第55号

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項第2号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項を次のように改める。

- 2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を  
整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止  
のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的  
に実施すること。

第28条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、  
同条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなら  
ない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う  
ことができるものとする。）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に周  
知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を  
講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装  
置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催するとともに、その結果  
について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施  
すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新た  
に雇用された障害者が、指定就労定着支援（八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設  
備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）第179条の2に規定  
する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支  
援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事

業者（同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項を次のように改める。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

- 第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(改正後の条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第25条の2(改正後の条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第27条第2項及び第48条第2項(改正後の条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第28条第3項(改正後の条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。



議案第56号

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の  
設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時におけ  
る対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第8条第2項第2号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障



害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項を次のように改める。

- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果

について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。  
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。  
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。  
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第57号

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第58号

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第14条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）



第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「実施するものとする」とする。

る」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第59号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療法担当職員の資格に  
係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除き、旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。）」を「除く。）若しくは大学院」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第60号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る基準について規定の整備をするとともに、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を設けるためのものである。

## 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「」とあるのは、」を「及び山林所得金額」とあるのは」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第61号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

第1号被保険者に係る保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料率の算定に関する特例を創設し、譲渡所得に係る特別控除について規定の整備をするためのものである。

## 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「37,800円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「52,920円」を「50,400円」に改め、同項第3号中「54,810円」を「52,200円」に改め、同項第4号中「66,150円」を「63,000円」に改め、同項第5号中「75,600円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「90,720円」を「86,400円」に改め、同項第7号中「98,280円」を「93,600円」に改め、同項第8号中「113,400円」を「108,000円」に改め、同項第9号中「128,520円」を「122,400円」に改め、同項第10号中「151,200円」を「144,000円」に改め、同号ア中「いう」を「いい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第11号中「158,760円」を「151,200円」に改め、同項第12号中「166,320円」を「158,400円」に改め、同項第13号中「173,880円」を「165,600円」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「21,600円」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「21,600円」に、「37,800円」を「36,000円」に改め、同条第8項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,680円」を「21,600円」に、「52,920円」を「50,400円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第10号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とす



る。)によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第62号

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
28年八戸市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第14章 雑則（第259条）  
附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延し

ないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に改める。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
  - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
  - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
  - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中「第9条中」を「第9条第1項中」に改める。

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第114条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第114条の3中「第28条、」を「第28条、第32条の2」に、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第118条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第20条中」を「第20条第1項中」に改め、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。



第126条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第127条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第129条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第110条第1項」を「第110条」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第131条第5項中「並びに」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、」に、「及び」を「又は」に改め、「1人」の次に「以上」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改める。

第131条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第134条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第147条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第151条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第

1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第154条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第161条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第162条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第162条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第34条第1項中」に改め、「同じ。））」と、「の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「及び」という。））」を削り、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第166条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第171条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。））」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第184条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第110条第1項」を「第110条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第135条中」を「第127条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第135条第1項中」に改める。

第196条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第208条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第214条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第215条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第215条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されること

を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第219条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第110条第1項」を「第110条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第227条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第230条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第110条第1項」を「第110条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に改め、「の従業者」と」の次に「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第239条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第242条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第243条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第245条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第239条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項ただし書」を「第108条第1項、第2項及び第4項中

「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」に改める。

第247条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第239条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項ただし書」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」に改める。

第258条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第239条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項ただし書」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第14章 雑則

（電磁的記録等）

第259条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第114条、第114条の3、第118条、第129条、第151条（第164条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第187条（第199条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条、第247条及び前条において準用する場合を含む。）及び第206条第1項（第230条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第17項から第19項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（改正後の条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第114条、第114条の3、第118条、第129条、第151条（改正後の条例第164条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第187条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第30条（改正後の条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（改正後の条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（改正後の条例第114条の3及び第118条において準用する場合を含む。）、第126条、第147条（改正後の条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第161条、第184条、第196条、第214条、第227条及び第239条（改正後の条例第247条及び第258条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第32条の2（改正後の条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第114条、第114条の3、第118条、第129条、第151条（改正後の条例第164条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第187条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第33条第3項(改正後の条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第258条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(改正後の条例第114条の3、第118条、第151条(改正後の条例第164条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第219条及び第230条において準用する場合を含む。)、第127条第2項(改正後の条例第187条(改正後の条例第199条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第242条第6項(改正後の条例第247条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第57条の2第3項(改正後の条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(改正後の条例第114条の3、第118条、第129条、第151条、第164条の3、第171条及び第187条において準用する場合を含む。)、第162条第4項、第197条第4項及び第215条第4項(改正後の条例第230条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年八戸市条例第 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例改正条例」という。)附則第9項の規定は、改正後の条例第154条第6項第1号ア(i)の規定の適用について準用する。この場合において、指定介護老人福祉施設基準条例改正条例附則第9項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

入所定員	利用定員
改正後の条例第4条第1項第3号ア	八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年八戸市条例第 号)による改正後の八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第131条第1項第3号
第52条第2項	第162条第2項

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例

による改正前の八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。



議案第63号

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第7章 雑則（第33条）  
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

- (18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとと

もに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援

事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(改正後の条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第20条(改正後の条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第21条の2(改正後の条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第23条の2(改正後の条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。



議案第64号

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第12章 雑則（第233条）  
附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第26条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第27条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の



業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第29条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第35条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すると

ともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第29条」を「第29条第1項」に、「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第53条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第27条」を「第27条の2」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第63条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第27条」を「第27条の2」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「第29条」を「第29条第1項」に、「読み替える」を「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第67条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第72条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第74条中「第27条」を「第27条の2」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「第29条」を「第29条第1項」に、「読み替える」を「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第76条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第76条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に定めるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第83条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第84条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第87条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第89条中「第23条」の次に「、第27条の2」を加え、「第29条中」を「第29条第1項中」に改める。

第95条第5項中「並びに」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、」に、「及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項と

し、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第98条第1項第2号ア中「第106条」を「第110条において準用する第86条第1項」に改め、同号イ中「第106条」を「第110条において準用する第86条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第104条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条を次のように改める。

#### 第106条 削除

第107条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第110条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「及び第84条」を「（第34条第2項を除く。）、第84条及び第86条」に、「第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」に、「第84条第3項」を「第29条第1項中「第26条」とあるのは「第104条」と、第84条第3項及び第4項」に改める。

第121条第1項第2号ア中「第106条」を「第110条において準用する第86条第1項」に改め、同号イ中「第106条」を「第110条において準用する第86条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「)は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第124条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第125条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第125条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条中「第106条」を「第107条」に改める。

第132条の3中「第25条」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「（第34条第2項を除く。）」を加え、「第29条中」を「第27条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第29条第1項中」に改め、「第104条」との次に「同項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「という。））」を削り、「第84条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第103条」を「、第103条並びに第107条第2項第1号及び第3号」に改める。

第139条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「第32条まで、第33条（第5項及び第6項を除く。）、第34条から第36条まで」を「第36条まで（第33条第5項及び第6項並びに第34条第2項を除く。））」に、「第20条中」を「第20条第1項中」に、「第29条中「第26条」とあるのは「第139条において準用する第104条」と、」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」に、「第84条第3項」を「第29条第1項中「第26条」とあるのは「第139条において準用する第104条」と、第84条第3項及び第4項」に改める。

第146条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第149条中「第25条」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「（第34条第2項を除く。））」を加え、「第29条中「第26条」とあるのは「第146条」と、」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」に、「第84条第3項」を「第29条

第1項中「第26条」とあるのは「第146条」と、第84条第3項及び第4項並びに第87条第2項第1号及び第3号」に改める。

第161条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第162条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第162条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第179条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第180条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第180条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第184条中「第25条まで」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「（第34条第2項を除く。）」を、「第24条」の次に「、第27条の2第2項、第35条の2第1号及び第3号

並びに第29条第1項」を加え、「第29条中」を「同項中」に、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「、第107条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」に改める。

第198条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第201条中「第25条まで」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「（第34条第2項を除く。）」を、「第24条」の次に「、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号」を加え、「第29条中」を「第29条第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第107条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第209条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第212条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第213条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第215条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に改め、「第209条」と、「」の次に「同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「第20条中」を「第20条第1項中」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。



第220条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「第32条まで、第33条（第5項及び第6項を除く。）、第34条から第36条まで」を「第36条まで（第33条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に改め、「第209条」と、「」の次に「同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「第20条中」を「第20条第1項中」に改め、「サービスの利用」と「」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第229条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第9条中」を「第9条第1項中」に改め、「第209条」と、「」の次に「同項、第27条の2第2項、第28条第3項第1号及び第3号並びに第35条の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と「」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第12章 雑則

（電磁的記録等）

第233条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第110条（第127条において準用する場合を含む。）、第132条の3、第139条、第149条（第164条において準用する場合を含む。）、第184条、第201条、第215条、第220条及び第229条において準用する場合を含む。）及び第176条第1項（第201条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第17項から第19項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第3項及び第35条の2(改正後の条例第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第110条(改正後の条例第127条において準用する場合を含む。)、第132条の3、第139条、第149条(改正後の条例第164条において準用する場合を含む。)、第184条、第201条、第215条、第220条及び第229条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第26条(改正後の条例第43条において準用する場合を含む。)、第53条、第63条、第72条、第83条、第104条(改正後の条例第132条の3及び第139条において準用する場合を含む。)、第124条、第146条、第161条、第179条、第198条及び第209条(改正後の条例第220条及び第229条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第27条第3項(改正後の条例第43条において準用する場合を含む。)、第84条第3項(改正後の条例第110条、第132条の3、第139条及び第149条において準用する場合を含む。)、第125条第4項、第162条第4項及び第180条第4項(改正後の条例第201条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第27条の2(改正後の条例第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第110条(改正後の条例第127条において準用する場合を含む。)、第132条の3、第139条、第149条(改正後の条例第164条において準用する場合を含む。)、第184条、第201条、第215条、第220条及び第229条において準用する場合を含む。))

む。)の規定の適用については、改正後の条例第27条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第28条第3項(改正後の条例第43条、第55条、第65条、第74条及び第229条において準用する場合を含む。)、第87条第2項(改正後の条例第149条(改正後の条例第164条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第107条第2項(改正後の条例第127条、第132条の3、第139条、第184条及び第201条において準用する場合を含む。)及び第212条第6項(改正後の条例第220条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年八戸市条例第 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例改正条例」という。)附則第9項の規定は、改正後の条例第121条第6項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、指定介護老人福祉施設基準条例改正条例附則第9項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

入所定員	利用定員
改正後の条例第4条第1項第3号ア	八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和3年八戸市条例第 号)による改正後の八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第95条第1項第3号
第52条第2項	第125条第2項

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第

121条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第65号

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対  
する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備  
基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例

八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）  
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第10項中「指定地域密着型サービス等基準条例」を「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の<sup>くう</sup>口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活

活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。



(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第6項から第8項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第4項、第40条の2(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第28条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第21条の2(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第21条の3(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第29条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第29条の2(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第32条第2項第3号(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、そ

の従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第40条第1項(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 9 施行日以降、当分の間、改正後の条例第45条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。



議案第66号

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成  
28年八戸市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第54条）  
附則」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行  
うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第  
1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努  
めなければならない。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を  
次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」  
を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下  
「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの  
とする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加す  
る場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければなら  
ない。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生  
活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければなら  
ない。

（口腔衛生の管理）

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を

営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え

付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第4項第1号イ(7)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(4)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有



する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4項、第39条の2（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第28条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第19条の2（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第19条の3（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第29条第3項及び第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第29条の2（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第32条第2項第3号（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努め

るものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第39条第1項（改正後の条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。



議案第67号

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）  
附則」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、  
1以上

第3条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が  
100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第3条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第43条第2項第1号ア(イ)ただし書中「定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。



(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア(イ)ただし書中「定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体

物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第9項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

附則第11項及び第12項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4項、第38条の2(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。))及び第42条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第27条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第19条の2（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第19条の2中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第19条の3（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第19条の3中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第28条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第28条の2（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第31条第2項第3号（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第38条第1項（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

9 施行日以降、当分の間、八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例改正条例」という。）附則第9項の規定は、改正後の条例第43条第2項第1

号ア(イ)、第44条第2項第1号ア(イ)及び第45条第2項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、指定介護老人福祉施設基準条例改正条例附則第9項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

入所定員	入院患者の定員
改正後の条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項	八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第 号）による改正後の八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、第52条第2項、附則第2項第2号、附則第3項、附則第9項並びに附則第10項第2号及び第3号

- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、この条例による改正前の八戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第2項第1号ア(ウ) b、第44条第2項第1号ア(ウ) b 及び第45条第2項第1号ア(ウ) b の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第68号

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対  
する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備  
基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年八戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）  
附則」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(4)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の<sup>くわう</sup>口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えること

ができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。



第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項から第4項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 5 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4項、第40条の2（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第20条の2（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第20条の3（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第30条の2（改正後の条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第33条第2項第3号（改正後の条例

第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第40条第1項(改正後の条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。



議案第69号

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、個室ユニット型施設の設備基準の見直しその他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第4款 運営に関する基準（第197条―第203条）」を

「 第4款 運営に関する基準（第197条―第203条）  
第4章 雑則（第203条の2）」に、「附則」を

「 第3章 雑則（第291条）  
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第5項第1号中「いう。」の次に「第49条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第49条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第49条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第49条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加える。

第33条中「第36条」を「以下この節」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第34条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を

背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号中「専ら」を削り、「以下」の次に「この節において」を加え、「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、第49条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所



- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第58条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第35条から」を「第34条の2から」に、「、第42条及び第43条」を「及び第42条から第43条まで」に、「第35条及び第36条」を「第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の12中「規程」の次に「（以下この款において「運営規程」という。）」を加え、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第61条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染

症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第61条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、「指定地域密着型通所介護の活動状況」を「活動状況」に改める。

第61条の20中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第61条の20の3中「、第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第61条の12に規定する重要事項に関する規程（第36条において「運営規程」という）」を「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ）」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「及び第61条の13第3項」を「、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条の34中「規程」の次に「（以下この款において「運営規程」という。）」を加え、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第61条の38中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第61条の8」を「、第61条の8」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第66条第1項中「又は施設」の次に「（第68条第1項及び第211条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第67条第2項中「第122条及び第279条において」を「以下」に改め、「第84条第7項」の次に「、第111条第9項」を加え、「及び第245条第7項」を「、第245条第7項及び第271条第9項」に改める。

第68条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第75条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条」を「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に、「、第61条の17第1項」を「、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項」に改める。

第84条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第89条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第102条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第103条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項及び第259条第2項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第103条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第103条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第109条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第61条の15から」を「第61条の16、」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「第114条第7項」を「以下この条及び第114条第7項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業者等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指

定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、「第61条の15及び」を削り、「まで、第101条」の次に「、第103条の2」を加え、「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第5節第4款」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加え、「読み替える」を「、第103条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替える」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第6節第4款」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第159条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加え、「第11項」を「以下この節」に改める。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔<sup>くう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。



(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第1項第1号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第203条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第61条の15から第61条の17まで」を「第61条の16、第61条の17」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機

能型居宅介護従業者」と」を削り、「第61条の13中」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第2編に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第203条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

第211条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第228条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第229条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第229条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第229条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第229条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第232条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第233条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第238条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第238条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第240条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第250条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、「指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況」を「活動状況」に改める。

第245条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第250条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第258条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画

の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第259条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第259条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第265条中「第229条、」を「第229条、第229条の2」に改め、「第237条まで、第238条(第4項を除く。)から」を削り、「第240条まで」の次に「(第238条第4項を除く。)」を、「規程」と、」の次に「同項、第229条第3項及び第4項、第229条の2第2項、第232条第2項第1号及び第3号、第233条第1項並びに第238条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第229条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」に、「第233条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「第240条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改める。

第271条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第271条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等そ

の他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第272条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第274条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第278条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第279条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第280条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

#### (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第281条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第281条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係が背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第286条中「第231条から」を「第229条の2、第232条から」に、「、第238条（第4項を除く。）、第239条、第240条、第257条」を「から第240条まで（第238条第4項及び第240条第5

項を除く。)、第257条、第259条の2」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第229条の2第2項、第232条第2項第1号及び第3号、第233条第1項並びに第238条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第231条中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第233条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「読み替える」を「、第259条の2中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替える」に改める。

第287条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第240条第1項に規定する運営推進会議における評価

第3編に次の1章を加える。

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第291条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第215条第1項(第265条及び第286条において準用する場合を含む。))及び第276条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第11項から第13項までの規定並びに第22項及び第23項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第42条の2（改正後の条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）及び第238条の2（改正後の条例第265条及び第286条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第33条、第57条、第61条の12（改正後の条例第61条の20の3において準用する場合を含む。）、第61条の34、第75条、第102条（改正後の条例第203条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第169条、第187条、第228条、第258条及び第280条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第34条の2（改正後の条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）及び第229条の2（改正後の条例第265条及び第286条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第34条の2第1項及び第229条の2第1項「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の条例第34条の2第2項及び第229条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、改正後の条例第34条の2第3項及び第229条の2第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第35条第3項（改正後の条例第61条において準用する場合を含む。）、第61条の16第2項（改正後の条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）及び第232条第2項（改正後の条例第265条及び第286条において準用する場合を含む。）の



規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第61条の13第3項(改正後の条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項、第188条第4項、第229条第3項(改正後の条例第265条において準用する場合を含む。)及び第281条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第164条の2(改正後の条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第164条の3(改正後の条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第172条第2項第3号(改正後の条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第176条第1項(改正後の条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 施行日以降、当分の間、八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年八戸市条例第 号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例改正条例」という。)附則第9項の規定は、改正後の条例第181条第1項第1号ア(i)の規定の適用について準用する。この場合において、指定介護老人福祉施設基準

条例改正条例附則第9項中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

入所定員	入居定員
改正後の条例第4条第1項第3号ア	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第 号）による改正後の八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第152条第1項第3号ア
第52条第2項	第188条第2項

- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第70号

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する虐待の防止及び非常時における対応の強化を図るとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第8章 雑則（第35条）  
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第8章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(改正後の条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の条例第19条(改正後の条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第20条の2(改正後の条例第34条に

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第22条の2(改正後の条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。





議案第71号

八戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

消防団員の資格に係る年齢の上限を引き上げるためのものである。

## 八戸市消防団条例の一部を改正する条例

八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「68歳」を「70歳」に改め、同条第4号中「63歳」を「65歳」に改め、同条第5号中「60歳」を「65歳」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第72号

八戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸駅東口広場駐車場及び八戸駅西口広場駐車場の管理を市の直営にするためのものである。

## 八戸市駐車場条例の一部を改正する条例

八戸市駐車場条例（昭和52年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「駐車場」を「八戸市中央駐車場」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第4条第1号及び第2号並びに第5条中「駐車場」を「八戸市中央駐車場」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長（八戸市中央駐車場にあっては、指定管理者）」に改める。

第14条中「指定管理者は、駐車場の」を「市長は、」に、「市長の承認を得て、駐車場」を「八戸駅東口広場駐車場及び八戸駅西口広場駐車場」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、八戸市中央駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第73号

八戸市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正をするとともに、緊急安全措置に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年八戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 八戸市空家等対策の推進に関する条例

第1条中「空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止するために」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に関する対策の実施について」に、「定めることにより、空き家等の倒壊等の事故の発生を未然に防止し」を「定め」に改める。

第2条を削る。

第3条中「所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正に」を「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等を適切に」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出しを「（外観調査）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、法第9条第1項の調査を行う場合において、空家等又はその疑いのあるものの外観の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該職員又はその委任した者に、当該敷地に立ち入ってその外観の調査をさせることができる。

第4条第2項を削り、同条第3項中「立入調査」を「外観調査」に、「職員」を「者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に、「立入調査」を「外観調査」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第3条とする。

第5条第1項中「前条第1項の実態調査」を「法第9条第1項又は第2項の調査」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条第3項中「、当該空き家等の敷地内に看板等を設置する」を「に必要な限度において、当該敷地内への看板等の設置、当該敷地外への飛散のおそれのある剝離した建築材等の移動その他の規則で定める軽微な措置を講ずる」に改め、同条を第4条とする。

第6条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第74号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸駅西2号公園及び八戸駅西5号公園を設置するためのものである。

## 八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5に次のように加える。

八戸駅西2号公園	〃 大字尻内町字高田地内
八戸駅西5号公園	〃 大字尻内町字内田地内

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



議案第75号

包括外部監査契約の締結について  
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

令和3年2月25日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約額 12,540,000円を上限とする額
- 4 契約者
  - (1) 住所 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目9番28-1703号
  - (2) 氏名 荒谷祐介
  - (3) 資格 公認会計士